平成28年度 足立区公契約等審議会 第3回定例審議 概要

平成29年1月24日(火) 11時00分~11時50分 足立区役所11階 入札室 萩 原 健 二 会 長 寺 倉 克 佑 委 員 田 中 真奈美 委 員		
平成27年度		
5件		
1 定例審議案件 議案第1号 工事契約 足立区第八中学校旧校舎その他解体工事 議案第2号 工事契約 荒川桜づつみ整備工事(その5-2) 議案第3号 工事契約 西新井駅竹ノ塚駅間跨線人道橋等補修工事 議案第4号 物品契約 文化遺産調査特別展「美と知性の宝庫 足立」 にかかる演示具等の製作・設置委託 議案第5号 物品契約 足立保健所窓口等運営業務委託及び業務委託準 備業務 ※審議案件の抽出は委員による。 2 報告事項 (1) 平成28年度の不調・不落について(10月~12月) (2) 平成28年度の低入札価格調査案件について(10月~12月) (3) 平成28年度の入札参加停止および指名停止について(10月~12月) (4) 西新井栄町自転車駐車場整備工事の契約無効に係る損失補償の和解 あっせんの取り下げについて		
意見及び質問 回答 別紙のとおり 別紙のとおり		
が小人マンとおり		
定例審議案件5件については、適正な入札手続きが行われたことを確認し、 了承した。 なお、今後も一層、公正な手続きの確保に努められたい。		

	意見及び質問	回答
委員からの意見 及び質問 それに対する回答	工事契約案件3件 議案第1号 足立区第八中学校旧校舎その他解体 工事	
	①発注票の「経営不振の状態」とは、 実質的に経営不振の状態に陥ってい ないと該当しないのか。	 ・経営不振が表面化していなければ、経営実態まではわからない。電子入札の資格申請の際に、経営事項審査上問題がないと判断されれば、直近の経営状況に関する資料の提出は求めていない。 ・挙証資料の提出は手間がかかるし、入札参加資格が認められているのに何故提出が必要なのか、業者に説明することが必要である。
	②経営事項審査で認められた後、急に 経営が悪くなることも皆無ではない と思う。事前に財務状況は把握でき ないのか。	・国土交通省の経営事項審査は、その 都度その時点での状況判断であるため、一旦認められると次の経営事項 審査の審査期間までの数か月間は、 財務状況は確認していない。審査終 了後、財務状況が急変した場合には 把握できない。
	③発注票で管理技術者は兼務できない としているが、人手不足の折、兼務 しないで対応できるのか。	・国土交通省は建設工事の安全性を考えて、管理責任者の配置基準を定めている。人手不足の折ではあるが、安全に施工することが公共工事の使命であるため、管理技術者の兼務は不可能である。
	④変更理由として、アスベストは当初 レベル3で見込んだが、レベル1に なったとのことである。レベルはど の程度なのか、事前にわからないの か。	 ・設計図面や特記仕様書等でアスベストは表記されている。国の判断基準は曖昧な部分があったが、ここ数年間で厳しくなった。 ・東京都においても都住の工事でもアスベストの含有は2~3年前に判明していたが、労働基準監督署と環境省との間で人体への影響の観点で判断するのか、環境汚染の観点で判断するのか、意見が分かれていたようである。 ・本件は設計当時大丈夫とみなして、レベル3で見積したが、その後状況が変化したものである。
	⑤足立区の土地柄として、区内どこで	・以前工場があった土地は、土壌汚染

委員からの意見 及び質問 それに対する回答 も土壌汚染があるのか。

- の可能性がある。
- ・工事着手前にはサンプリング調査、 過去の地歴調査、工場で扱っていた か物質の調査をする。
- ・サンプリング調査は、敷地全体を調 査するのではなく、一部分を抽出調 査するため、土壌汚染が出ないこと もある。
- ・工事に着手する際の詳細調査で土壌 汚染が判明した場合は契約変更で対 応せざるを得ない。

【第1号議案了承】

議案第2号

荒川桜づつみ整備工事(その5-2)

(質疑応答なし。)

【第2号議案了承】

議案第3号

西新井駅竹ノ塚駅間路線人道橋等補 修工事

- ①特殊な工事は当初の施工業者と随意 契約を繰り返すのか。
- ②この業者との契約は何回目か。
- ③契約変更で減額した理由は何か。
- ・東武鉄道の関連工事は施工実績のあ るこの業者になるのかと思われる。
- ・この業者との契約は平成25年度の 緊急工事以降、2回目である。
- ・当初予定よりもFRPシート(補強 するシート) の数量が少なくて済ん だことである。また、安全費が東武 鉄道の見込みほどは掛からなかった ことである。

【第3号議案了承】

議案第4号

文化遺産調査特別展「美と知性の 宝庫 足立」にかかる演示具等の製 作・設置委託

委員からの意見 及び質問 それに対する回答

①指名業者は全て区外であるが、足立 区内には対応できる業者はいないの か。

【第4号議案了承】

・本件のような業務に対応できる業者 は区内にいない。

議案第5号 足立保健所窓口等運営業務委託及 び業務委託準備契約

- ①窓口カウンターは、共有ではないの か。
- ②窓口に区職員が立ち入る可能性は全くないのか。
- ③来年度以降、業者に委託する運営業務は、現在、区職員が行っているのか。
- ④パソナは委託業務の経験があるの か。
- ⑤他区でも業務を受注しているのか。
- ⑥仕様書どおり履行できるのか、課題 もあると思う。5年間の契約期間の 中に、何らかの変動要因があった場 合には契約変更できるのか。
- ⑦業務開始後に、このままでは対応で きないと受注者に言われたらどうす るのか。
- ⑧パソナは社員を新規採用するのか。

- ・窓口業務は、基本的に業者に任せている。
- ・もし何か指示することあれば、委託 業者の責任者に伝える。個々の社員 に指示を出すのは偽装請負とみなさ れ、業務委託とはならない。
- ・今年度内は、区職員と臨時職員で行っている。臨時職員は継続雇用が法 令上難しいことも、業務委託した理 由の一つである。
- ・当区の業務としては、会計管理室の 業務もパソナが受注している。
- 受注している。
- ・基本的に契約変更はできない。予測 不可能で大きな変動要因があれば、 協議することになると思われる。
- ・契約変更については公募の時点で明 らかにしていないと、他者から苦情 が出る。
- ・これまで区の臨時職員であった方を 直ぐ採用するのは、派遣法に抵触す る。過去に従事していたが何年間か 空いた方、他の自治体で似の似たよ うな業務に従事していた方は問題な い。
- ・現在は業務分析をしており、準備期間である。業務分析に基づき、平成

別紙		
	【第5号議案了承】	29年度から実際に業務を行う。 ・1回目の報告書が昨年12月に提出されているが、特に問題となるような話は聞いていない。 ・進捗状況は確認して、次回の審議会で報告する。

平成28年度 足立区公契約等審議会 第3回公契約制度検討審議 概要

開催日時 及び 場 所	平成29年1月24日(火) 10時00分 ~ 11時00分 足立区役所11階 入札室		
出席委員	萩 原 健 二 会 長 寺 倉 克 佑 委 員 田 中 真奈美 委 員		
審 議 案 件 1 公契約制度検討審議案件 議案第6号 平成29年度の入札契約制度について 議案第7号 総合評価方式による入札について 議案第8号 平成28年度設備環境管理業務委託の評定結果について 議案第9号 平成29年度労働報酬下限額(答申案)について 議案第10号 足立区プロポーザル選定委員会条例について			
委員からの意見 及び質問 それに対する回答	意見及び質問 回答 別紙のとおり 別紙のとおり		
委員会による報告 又は意見の具申			

73 1/124	意見及び質問	回答
委員からの 意見及び質問 それに対する回答	議案第6号 平成29年度の入札契約制度に ついて	
	①予定価格の設定に乖離はないの か。	・積算システムを使用しているので、諸 経費など業種で異なるものもあるが、 市況の状況変化が急激な場合を除き、 民間価格の実態との差異はないかと思 われる。
	②予定価格が公表されることで、 不調は回避できるのか。	 ・設計図面から積算するのが基本であるが、過去の事例を参考にして積算することはできる。予定価格を公表しないと、不調は確実に増える。 ・学校の建築工事は議会案件なので不調になった場合、工期が3か月遅れることになり、子供達への影響も予測される。 ・落札比率の高止まりが適正な入札かどうかと考えると、事後公表もいたしかたないと考える。
	③予定価格の事後公表を試行実施 した方が、業者とっても今後の 案件の積算の参考になると思 う。	・予定価格の事後公表で不調になった場合、不調随契をやるかやらないのか、 不調随契をする予定価格との金額のかい離の範囲をどうするのかなどの問題 もある。
	④予定価格を事前公表としたきっかけは何だったのか。	・約10年前に他自治体で予定価格を探 ろうとする不正があったので、それ以 降当区においては予定価格を事前公表 している。
	⑤予定価格を探る動きに歯止めを かける方法はあるのか。	・職員に対して、特定要求があった場合 には速やかに区長まで報告することを 周知徹底する。区議会や事業者にも不 正な働きかけしないよう依頼する。
		⇒本日の意見を踏まえ、検討することを 要望する。
	議案第7号 総合評価方式による入札につい て	
	①評価の対象期間はどのくらいな	・具体的な実施方法は今後検討する。

委員からの 意見及び質問 それに対する回答

のか。業者にA案、B案どちら かを選択させるのが公平と思わ れるがどうか。数年間は業者の 選択制にして、数年後、どちら かの方式に決めてもよいのでは ないか。

- ②総合評価方式の価格点の算定式 はどうするのか。
- 算定式は施工能力点と価格点との比率 を1対1としている。下請活用で3点 加点すると施工能力点の合計が24点 となるため、比率を1対1にするのに 価格点の算定係数を70から80に修 正する。
- ⇒来年度の実施方法は、事務局案のとお り一部改正することを了承する。

議案第8号

平成28年度設備環境管理業務 委託の評定結果について

- ①昨年度が「普通」の評価にも関 わらず、今年度も当該業者と随 意契約をしたのか。
- ②「普通」の評価の範囲は69点 から60点なので、61点では 「普通」の評価の範囲内でも下 限ギリギリである。なにか問題 があれば、「やや不良」となっ てしまうので、不安である。 具体的にどのような部分に不具 合があったのか。
- ③業者が替わる場合、引継ぎはあ るのか。

- ・随意契約ではなく入札の結果、同じ業 者が落札した。入札の結果次第では、 来年度も同じ業者になる場合もある。
- ・作業に慣れてきて確認を怠っていた。 全ての機械室でヘルメットの着用が義 務付けられているのに着用せず、作業 帽子だけで入室していた。このような 気の緩みが見受けられた。また、新し い技術員が難しく多岐にわたる複雑な 業務に短時間で対応し判断できるよ う、入職時に教育していなかった。
- ・新しい業者に替わる時は、事前に数週 間の引継ぎをすることが仕様書に記載 されている。
- ・本庁舎は建築後20年を超えており、 設備関係の不具合で緊急対応が迫られ る場面は増えている。業者が替わった 場合、業務を把握するまでは大変だと 思われる。
- ④総評値点だけでなく、各評価点 を見ても「普通」の範囲ギリギ リ。中には60点を切っている 項目もある。
- プロポーザル方式で選定するのであれ ば別だが、入札は価格競争で業者を決 定しているので、業者の履行能力によ ってはこのような結果にある。
- ⇒評定結果を確認し、妥当であることを

委員からの 意見及び質問		了承する。
それに対する回答	議案第9号 平成29年度労働報酬下限額 (答申案) について	
	(質疑応答なし。)	⇒事務局の案について了承する。
	議案第10号 足立区プロポーザル選定委員会 条例について	
	(質疑応答なし。)	⇒条例制定の主旨について了承する。